

イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請 新旧対照表

資料 2 - 2

旧（11月12日～11月28日）	新（11月21日～12月5日）
① 区域 大阪府全域	(同左)
② 期間 <u>イエローステージ1の期間（11月12日～11月28日。ただし、感染拡大の状況に応じて判断）</u>	② 期間 <u>イエローステージ2の期間（11月21日～12月5日。ただし、重症病床使用率が50%を上回るなど感染拡大の状況に応じて判断）</u>
③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく） ●府民への呼びかけ >府民に対し、次の内容を要請。 ・「静かに飲食」 ・「マスクの徹底」 ※『感染リスクが高まる「5つの場面」』（政府分科会による提言）では特に徹底すること	③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく） ●府民への呼びかけ >府民に対し、次の内容を要請。 ・「 <u>5人以上※1</u> 」「 <u>2時間以上</u> 」の宴会・飲み会は控えること ※1 <u>家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない</u> ・ <u>重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患※2のある方等）は、不要不急の外出※3を控えること</u> ※2 <u>糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者</u> ※3 <u>医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く</u> ・「静かに飲食」 ・「マスクの徹底」 <u>（飲食の際も会話時はマスクを着用）</u> ・「 <u>換気と保湿</u> 」 （削除）

旧（11月12日～11月28日）

- ・ 3密で唾液が飛び交う環境を避けること
 - ・ 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること
 - ・ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
- 経済界、大学等へのお願い
- ・ 職場や教室などでのマスクの着用、換気を徹底すること
 - ・ 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
 - ・ 従業員の年末年始における休暇の分散取得

新（11月21日～12月5日）

- (同左)
- ・ 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、**休暇を取得するとともに**早めに検査を受診すること
- (同左)
- (移動)

新（11月12日～11月28日）

（参考）政府分科会「分科会から政府への提言」より抜粋

別紙

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に個室などで囲われている際、空間に長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、目し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしご通では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり気味が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイコプラズマ肺炎での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、経カオウなどでの事例が報告されている。
- 車やバスで移動する際の間中も注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 家の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告されている。



新（11月21日～12月5日）

（参考）政府分科会「分科会から政府への提言」より抜粋

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に個室などで囲われている際、空間に長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、目し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしご通では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり気味が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイコプラズマ肺炎での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、経カオウなどでの事例が報告されている。
- 車やバスで移動する際の間中も注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 家の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告されている。



新（11月12日～11月28日）

- イベントの開催について(府主催（共催）のイベントを含む)
- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、別表のとおり
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が**1,000人**を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応
- 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討

新（11月21日～12月5日）

(同左)

新（11月12日～11月28日）

別表

時期	収容率		人数上限
9月19日から 当面11月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）
	クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※) 以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	・入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者の把握が可能	・入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント(例)	・展示会（人数等を管理できるイベント） ・地域の行事	・全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	・入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 ・それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最長個人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。	・当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

※詳細：令和2年9月11日付国事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」参照

新（11月21日～12月5日）

時期	収容率		人数上限	別表
11月21日～ 11月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)		
12月1日～ 当面2月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴う発声がないもの(※2)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)		

※1 (略)

※2: 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	・入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者の把握が可能	・入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント(例)	・展示会（人数等を管理できるイベント） ・地域の行事	・全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	・入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 ・それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最長個人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。	・当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

※詳細：令和2年11月12日付国事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」参照

旧（11月12日～11月28日）	新（11月21日～12月5日）
<p>●施設について（府有施設を含む） ➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。</p> <p>1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること</p> <p>2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること</p> <p>3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること</p>	<p>●施設について（府有施設を含む） ➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。</p> <p>（移動）</p> <p>（移動）</p> <p><u>1. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること</u></p> <p><u>2. 従業員等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること</u></p> <p>3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること</p> <p><u>4. 飲食店においては以下に留意すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーティションの活用 ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事時のマスクの活用を含む） ・斜め向かいに座る ・CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認 <p><u>5. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること</u></p>

旧（11月12日～11月28日）

- 施設について（府有施設を含む）
➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること

5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること
※ミナミの臨時検査場における検査の継続実施

新（11月21日～12月5日）

- 施設について（府有施設を含む）
➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること

7. （同左）

（削除）

旧（11月12日～11月28日）	新（11月21日～12月5日）
<p>●施設について（府有施設を含む） ➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。</p> <p>1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること</p> <p>2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること</p>	<p>●<u>上記要請を踏まえ、各団体等をお願いしたいこと</u> <u><高齢者施設、医療機関等へのお願い></u></p> <p>（3. に移動）</p> <p><u>1. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えるよう求めること</u></p> <p>2. 職員に少しでも症状が有る場合は、<u>休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査を受診させること</u></p> <p>3. 職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（<u>マスクの着用、手指消毒等</u>）を求めること</p> <p><u>4. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること</u></p> <p><u>5. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること</u></p> <p><u>6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること</u></p>

旧（11月12日～11月28日）

●経済界、大学等へのお願い

- ・ 職場や教室などでのマスクの着用、換気を徹底すること
- ・ 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
- ・ 従業員の年末年始における休暇の分散取得

新（11月21日～12月5日）

<経済界へのお願い>

1. 従業員等に「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること
2. 従業員等に少しでも症状が有る場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること
3. テレワークを推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
4. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること
5. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
7. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
8. 従業員の年末年始における休暇を分散すること

旧（11月12日～11月28日）	新（11月21日～12月5日）
<p>●経済界、大学等へのお願い</p> <p>・職場や教室などでのマスクの着用、換気を徹底すること</p> <p>・休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること</p>	<p><u><大学等へのお願い></u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 学生に「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること</u> <u>2. 学生に少しでも症状が有る場合は登校させず、検査受診を勧めること</u> <u>3. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること</u> <u>4. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること</u> <u>5. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策（マスクの着用等）を徹底すること</u> <u>6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること</u>